

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和6年4月17日（水） 午後 3時00分から 午後 3時13分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、 千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、小島学校教育部長、奥山生涯学習部長、 神頭監査委員事務局長 （担当課） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 山本同課政策企画係主任 【欠席者】 太田議会事務局長
議題	1 朝霞市森林環境整備基金条例（案） 2 令和6年第2回朝霞市議会臨時会提出議案
会議資料	（議題1） ・【資料1】朝霞市森林環境整備基金条例（案）の概要 ・【資料2】朝霞市森林環境整備基金条例（案） （議題2） ・令和6年第2回朝霞市議会臨時会提出議案

会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 朝霞市森林環境整備基金条例（案）

【説明】

（担当課：金子総務部次長兼財政課長）

朝霞市森林環境整備基金条例（案）について説明する。

本条例の制定理由は、国から交付された森林環境譲与税を、森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、朝霞市森林環境整備基金を設けることとし、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定めるものである。

内容は、一般会計歳入における森林環境譲与税を原資とし、基金への積立てを行うものである。

基金の管理については、政策調整会議での指摘を踏まえ、森林整備及びその促進に関する事業へ基金から繰り入れを行った結果、基金に残高が発生した場合には、翌年度以降、計画的に活用するための財源として、同基金において管理することとする、と修正している。

森林環境譲与税の受入れ状況や取崩しの状況について、公表を行うものである。

施行日については、令和7年度予算編成から活用していくため、令和7年4月1日から施行したいと考えている。

説明は以上である。

（稲葉市長公室長）

本件については、政策調整会議で審議しているため、審議結果を報告する。

まず、年間どれくらいの積立てを見込んでいるか。また、これまでは学校や図書館に対して森林環境譲与税を使ってきたと思うが、今後、新たな使途を考えているのかとの質疑に対し、積立額は、令和6年度当初予算において1,400万円を計上しており、今後同程度で推移していくものと想定している。使途については、「森林の整備及びその促進に関する事業に充てる」という国の法律における目的は変わっていないため、引き続き、その使途に沿った事業に充てていくことを想定しているとの回答があった。

次に、国の通知により、基金は作らない方がよいという考え方があったと思うが、このタイミングで基金を設けることにした要因は何かとの質疑に対し、これまで、毎年度、使途に沿った事業を検討する必要があったことから、弾力的な執行が難しいことや、事業課からも、予算化をする際にコストの高い国産木材で積算することが難しいという意見があるなどの課題があった。そこで、基金創設について県に確認を行ったところ、基金の設置は問題ないとの回答や、基金の創設を検討してはどうかとの意見があったことから、基金を創設することとしたとの回答があった。

次に、基金の設置の趣旨にある「森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため」という表現について、森林整備については朝霞市にほぼ関係しないと思うが、促進に関する事業というのは、国産木材を使うことを指しているのか。また、森林環境譲与税が、遠足や林間学校等、森林に触れる機会を与えることにも充てられることを読み取る

上で、このような漠然とした表現で問題はないかとの質疑に対し、趣旨の表現は、他市の条例や国の法律等を参考にして検討しているが、森林整備については、朝霞市においても、城山公園等の森林を整備する際には、森林環境譲与税を充てられると考えている。また、「促進に関する事業」という表現については、普及・啓発等含め、幅広く考えられるようこのような表現を用いているとの回答があった。

次に、資料１（３）において、「基金に残高が発生した場合には、翌年度以降、計画的に活用するための財源として管理する」との記載があるが、計画的であれば他で管理してもよいと誤認されないよう、「計画的に活用するための財源として同基金において管理する」とするなど、表現の変更を検討してはどうかとの意見に対し、検討するとの回答があった。なお、担当課で検討の結果、指摘に基づき資料の表記を修正した旨の説明が先ほどなされたところである。

最後に、みどりのまちづくり基金は、公園の整備等に充てられるものであり、今回の基金と使途が近いと思うが、基金の一本化等は検討したかとの質疑に対し、この基金は、森林環境譲与税という原資を基に設置するもので、みどりのまちづくり基金とは目的が異なるものである。また、県内の状況も確認したが、大半の市は単独の基金としていることから、基金のすみ分けをして、別で管理していきたいと考えているとの回答があった。

以上、指摘のあった内容について必要に応じて修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

（神田副市長）

説明の中で城山公園が例に挙がっていたが、木の伐採など、公園の整備にも充てられるのか。

（担当課：金子総務部次長兼財政課長）

森林法に定められた森林として、城山公園など、市内でもいくつか指定されていると県から回答をもらっている。

そのような公園において、ナラ枯れに係る事業等にも充てられると認識している。

（神田副市長）

都市公園だからではなく、森林法に基づく森林に該当するため、その事業に充てられるということか。

（担当課：金子総務部次長兼財政課長）

そのとおりである。

森林法第２条に該当する森林かどうかは県が把握しており、城山公園のほか、滝の根公園、水久保公園、根岸台公園、根岸台自然公園、島の上公園も該当する公園であると担当のみどり公園課から聞いている。

数年前まで、それらの公園は該当しなかったが、県も柔軟な考えに変わってきており、相談すると森林法に該当するかどうか判断してくれるとのことである。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 令和6年第2回朝霞市議会臨時会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

議案第48号 専決処分の承認を求めることについてである。

地方税法等の一部を改正する法律が3月30日に公布されたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたため、その承認を求めるものである。

改正内容については、個人市民税に関して、特別税額控除、いわゆる定額減税の規定を新設するほか、土地にかかる固定資産税について、令和6年度評価替えに伴い、税負担の調整措置を継続する改正を行うものである。

そのほか、地方税法の改正に合わせて、引用条項や字句等の整理を行っている。

(須田総務部長)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについてである。

地方税法等の一部を改正する法律が、3月30日に公布されたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたため、その承認を求めるものである。

改正内容については、都市計画税について、令和6年度評価替えに伴う税負担の調整措置を継続する改正を行うほか、引用条項や字句等の整理を行っている。

(堤田こども・健康部長)

議案第50号 専決処分の承認を求めることについてである。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、3月30日に公布され、令和6年4月1日施行とされたことに伴い、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3月30日に専決処分をしたため、その承認を求めるものである。

改正内容については、低所得者の国民健康保険税を軽減するための判定所得の見直しを行い、対象世帯の拡充を図るものである。

(須田総務部長)

議案第51号 令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算第1号である。

今回の補正額は、歳入歳出ともに9億9,325万円の増額で、累計額は521億9,525万円である。

歳入歳出の概要を説明する。

歳入だが、市税は、定額減税による個人住民税の減収を見込んで、6億8,580万円減額している。

地方特例交付金は、定額減税による個人住民税の減収分について、国から全額補填されることにより、6億8,580万円増額している。

国庫支出金は、新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上することにより、9億9,325万円増額している。

次に、歳出だが、総務費は、電算システム改造委託料を増額することにより、176万円増額している。

民生費は、新たに定額減税調整給付金などを計上することにより、9億9,149万円増額している。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】